

令和7年第2回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和7年2月25日（火）午前9時30分
2. 開 会 令和7年2月25日（火）午前9時30分
3. 閉 会 令和7年2月25日（火）午前10時10分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子
学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・井上成博 学校教育
部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下栄基 教育総務
室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・大隅昌之 指導課長・
花田睦美 まなび未来課長・坂元智紀 学務保健課長・出村公一
学校給食センター所長・佐伯尚之 社会教育課長・西口香苗 青
少年育成課長・真鍋成史 社会教育課長（文化財）・福田道正 図
書館長・飯田由治 まなび舎整備課長付課長・近田恵美 教育総
務室係長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 報告第 1号 教育長の報告について
議案第 9号 「大阪府公立学校長（任期付）」の令
和8年度任用に係る意向調査につ
いて

7. 議事内容

堤下室長代理

皆さま、おはようございます。

それではただ今より第2回教育委員会定例会を開催いたします。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

北田教育長

はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

堤下室長代理

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

北田教育長

ご異議がございませんので、公開にしたいと思いますが、本日は傍聴希望がございますので、このまま定例会を続けたいと思います。

それではただ今から、令和7年第2回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろし

いでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、般谷委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、ただ今から協議会も含めまして10
時30分までといたします。
それでは、報告第1号「教育長の報告について」を議題といた
します。
今回の臨時代理した案件は3件ございます。
報告事項1及び報告事項2につきましては、関連する事項です
ので、一括で報告を受けたいと思います。
それでは、報告事項1「令和7年「議案第5号交野市立義務教
育諸学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例に対
する意見を市長に申し出ることについて」の議決の取消しについ
て」、報告事項2「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員
会条例等の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出る
ことについて」の2案件について事務局より一括して説明をお願
いいたします。

堤下室長代理 教育長の臨時代理、報告事項1及び報告事項2について説明さ
せていただきます。

教育長の臨時代理として対応させていただいたのは、報告事項
第1「令和7年「議案第5号交野市立義務教育諸学校教科用図書
選定委員会条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申

し出ることについて」の議決取消しについて」及び報告事項第2「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについてでございます。

報告事項1の取消しについてですが、1月の定例教育委員会におきまして、令和7年「議案第5号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」を上程し、議決をいただきました。

令和7年4月1日の機構改革に伴い、現在の学校教育部の名称が教育指導部に変更されることにより、条例改正が必要になったものでございます。

条例案としまして、条例本文で「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例」の改正を行い、条例の附則にて「交野市いじめ問題対策連絡協議会条例」及び「交野市立学校いじめ対策審議会条例」の改正を行うものとしておりました。

しかし、本来は3つの条例の改正内容が、機構改革に伴う所管部署の変更によるものであり、内容として、すべて並列のものであることから、すべての条例改正を条例の本則にて、条立てて改正する必要があったことから、1月に議決を頂いた、令和7年議案第5号の取消しを行う必要があり、臨時代理といたしましたのでご報告いたします。

このような事態となった原因ですが、教育委員会上程の前に、必ず市総務課へ、条例改正について法務確認することが徹底されておりましたが、今回、上程までに時間的余裕がなく、総務課からメール送信されていた指摘事項を見落としたことにより、適切でない改正案を上程してしまい、議決の取消しという重大な事案となったものです。

今後、教育委員会と市議会の関係性からもそれぞれに上程する時間的スケジュールに留意するとともに、複数担当者で確認することを徹底し、適切な事務執務に努めて参ります。

引き続き、報告事項2「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例に対する意見を市長に申

し出ることについて」についてご説明いたします。

内容といたしましては、機構改革に伴う所管部署の変更によるもので、各条例の所管部分を変更するものです。新旧対照表にありますとおり、現行の「学校教育部」を4月からの機構「教育指導部」へ変更するものです。内容としましては、取り消しを行いました内容と同一の内容でございます。

条例改正につきまして、改めて市長に申し出るもので、臨時代理といたしましたので報告いたします。

なお、取り消しを行いました条例と新たに市長に申し出を行いました条例ですが、改正する条例を並列として取り扱いますので、改正する条例の名称の後に「等」という文言を加えたものとなりますので、教科用図書選定委員会条例の名称に「等」が入る一部変更がございましたので、併せてご報告いたします。

以上が報告事項1及び報告事項2の臨時代理の報告でございます。

北田教育長

質疑に入りますが、質疑に入る前にお詫びをしないといけないと思っております。議決の取り消しは3年前にも一度ありました。その時は条例の改正と規則の改正を定例会に議決していただきまして、その後規則改正全ての内容を条例の方に入れた方が市民の方に分かりやすいというご指摘があって、議決を一旦取り消して規則の内容を条例内に入れたものを議決していただいたというものでありました。その際に申し上げたのが市議会で一旦決めた議決を取り消すことはありえない、よっぽど重大なことということで、今後そういうことがないようにということで、定例会の場でも申し上げたんですけども、それが、また2回目ということで、やはり議決を取り消すっていうのは今回の場合でも前回の市民の方に直接大きな影響はないかもしれませんが、逆に言うと市民に影響がないからと言って軽く扱ってなかったかということがあるかと思えます。そのへんをきちっと普段から詰め切れてなかった私の指導能力不足かなと思います。

本来、教育長任期中に 2 回も議決の取り消しということはありませんので、そういうことで非常に申し訳なかったと思います。先ほどもありましたように、今後はそういうことがないようにということで、組織全体にどういうものであっても定例会に出すものについてはきっちりと確認をして、時間がないというのはいいわけですから、時間がないならスケジュール感を持っていつまでにこれをする決めて、それをするのが行政の仕事と思いますので、時間がなかったからというのは言い分けにならないので、今後は気を付けたいと思います。それでは質疑に入ります。質疑をお願いします。

秋山委員

民間企業でもこういう重要な事案に関しては、複数チェックを必ず徹底しているので、その条例の議決の取り消しという割と大きな本当に事案になると思うので、それに対しては 二重三重のチェックを日頃から各部署で徹底しないといけないのではないかと感じました。

北田教育長

これに限らず、何事においても複数チェックするということが大事かと思います。

他にいかがでしょう。

長谷川教育長職務代理者

仕方のないことだとは思いますが、やはり教育委員会全体の信頼度に影響すると思います。今後は大変だと思いますが、徹底していただけたらと思います。

北田教育長

2 年、3 年経つと組織も代わり、人も変わる中で、そういう危機感を忘れてしまうこともありますので、そのへんは人が変わっても組織が変わっても、そこはきちっとチェックしていかないといけないと思います。

他にいかがでしょう。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑なしと認めます。ではこれで報告事項 1 及び報告事項 2 の報告を終わります。

次に報告事項 3 「令和 7 年第 1 回議会（定例会）提出議案に対する教育委員会の意見について」についてを議題といたします。

先週 2 月 21 日に、令和 7 年第 1 回 議会定例会が開会いたしました。その案件のうち、教育委員会に関係する部分につきましては、議会提案前に教育委員会定例会でお諮りするところですが、日程的に 2 月定例会に諮れなかったものもありますし、あるいはもうすでに諮って議会に提案したものもあります。そのあたりをこの場で報告するものでございます。4 点ありますので、事務局から順に説明いたします。まず 1 点目、「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について」を説明いたします。説明お願いいたします。

堤下室長代理

教育長の臨時代理について説明させていただきます。

教育長の臨時代理として対応させていただいたのは、令和 7 年第 1 回議会定例会、先日 2 月 14 日に議会運営委員会にその取り扱いが諮られ、21 日に上程されました議案についてでございます。

教育に関する事務について議会へ提案する議案を作成するにあたり、地教行法第 29 条の規定により市長から教育委員会へ意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、内容を確認のうえ予算案のとおりで「意見なし」として教育長の臨時代理とさせていただいたものでございます。1 点目「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例について」ですが、新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、4 月からの機構改革に伴います所管部の変更となり、新旧対照表のとおり「学校教育部」を「教育指導部」に改め

るもので、先ほど報告事項２で市長に申し出を行った内容と同様の内容でございます。

説明は以上です。

北田教育長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 質疑なし。

北田教育長 ないようでしたら、次に２点目の「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします

堤下室長代理 「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について」ですが、前回の定例会におきまして、市長に申し出を行いました案件でございます。交野市立の小中学校施設の使用料に関しましては、「交野市立学校施設使用条例」にて定められております。

今回の条例改正の主な内容は、議会提出の参考資料にありますとおり、本年４月に交野みらい学園が開校することに伴い、別表２において交野みらい学園の施設利用料を設けるものです。

説明は以上です。

北田教育長 説明が終わりました。これにつきましては、先月議案第１号に関するものです。質疑に入ります。質疑はありますか。

各委員 質疑なし

秋山委員 質疑なしと認めます。それでは、次に３点目の「令和６年度交野市一般会計補正予算（第９号）について」について、説明をお願いいたします。

堤下室長代理 令和６年度交野市一般会計補正予算（第９号）につきまして、

歳出について説明いたします。

資料、予算書の7ページをご覧ください。歳出の補正としまして、一番上の表の右端に学校教育振興基金積立金3,747千円は、交野へのふるさと寄付として教育振興基金を指定いただいた寄付金等を基金へ積み立てるためのものです。

2段目と3段目の表右端に記載の各校補修工事等につきましては、小学校及び中学校の屋外施設、電気設備、建物の改修工事費として、小学校費1億7千22万2千円、中学校費2億8,757万6千円の補正を行うものです。

工事の内容につきましては、次のページをご覧ください。

岩船小学校のグラウンド改修工事です。岩船小学校のグラウンドは水はけが悪いことから改修改善の工事を行うものです。

次ページです。星田小学校ほか8校の門扉の改修工事です。資料にあります小学校及び中学校が対象の学校となります。門扉について、現状の門扉を改修し、門扉に付随する電子錠、防犯カメラ等を更新する改修工事を行うものです。

次ページです。中学校トイレ大規模改修工事です。中学校のトイレにつきましては、順次一系統ずつ改修を行っており、二中、三中、四中のトイレ改修を行うものです。

これらの工事は国の補正予算措置で補助金の前倒し交付があったことから、令和6年度に計上したうえで、令和7年度に繰り越すものです。

補正予算の説明は以上です。

北田教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

これまで、岩船小学校運動場の改修、門扉の方はこれで小中学9校の改修がされますので、全校の門扉の改修になります。トイレにつきましては、先日一系統だけ新しくなって、みらい学園と同じようなトイレが出来ましたが、残りの系統の改修になります。

全ての予算としては、今年度予算で確保して事業としては来年

度実施ということになります。

それでは質疑がないようでしたら、次 4 点目、「令和 7 年度交野市一般会計予算について」を説明いたします。お願いします。

堤下室長代理

令和 7 年度交野市一般会計予算について報告いたします。

まず、令和 7 年度一般会計予算、交野市全体では、昨年より約 19 億円増の、総額約 372 億の予算となっています。

うち、教育費は、歳出で約 39 億円となっており、一般会計全体の約 10% を占めています。

説明資料として令和 7 年度一般会計予算書のうち、教育関係の歳出部分を抜粋したもの及び A4 横 3 枚ものの資料を添付しております。

A4 横の資料は 12 月の総合教育会議において市長と協議いただいた際の資料を一部修正し、議会上程された予算計上額等を追記したものでございます。

なお、一番右の欄にある数字は、予算書資料の対象ページですので、適時見比べていただければと思います。

それでは、各事業等の内容につきまして、各部次長から順次説明させていただきます。

井上次長

令和 7 年度の主要事業について説明いたします。

1 ページの学校教育部についてですが、まず、まなび舎整備課の事業として、事業 1 では、第二・第三・第四中学校の各 1 系統ずつのトイレ改修工事の費用として約 2 億 5 千 8 百万円を、また、岩船小学校・第二・第四中学校のトイレ改修工事の設計費用として 2 千 2 百万円を、事業 2 では倉治・旭・妙見坂・藤が尾小学校の屋内運動場の空調機設置工事の費用として約 2 億 3 百万円を、また、星田・郡津・岩船・藤が尾小学校の屋内運動場の空調機設置工事の設計費用として約 3 千万円を、事業 3 では、郡津・岩船・倉治・藤が尾小学校の校舎棟の照明の LED 化工事の費用として約 1 億 5 千 8 百万円を、事業 4、5 では老朽化が進ん

でいる学校の門扉や2ページの防犯設備の改修事業として合計約1億4千9百万円などを計上しております。

なお、事業1の工事費、事業4及び事業5につきましては、令和6年度の補正予算として計上し、繰り越しを行ったうえで令和7年度の事業として実施します。

次に、学務保健課の事業として、事業1では8つの小学校及び交野みらい学園の通学路に交通誘導員を配置する費用として約4千6百万円を、事業2では交野みらい学園を除く各小中学校のカーテン入れ替えの費用として約2千6百万円を、各小学校及びみらい学園の着替え用の仕切り用カーテンの整備費用として約700万円を計上しています。

次に3ページの指導課の事業について、事業1では交野みらい学園の児童生徒にいきいきランドのプールで民間インストラクターを活用した水泳指導などの費用として850万円を、事業2ではいじめや虐待、暴力行為や不登校などへの諸課題、不当要求等への相談体制を強化する費用として60万円を計上しております。

事業3では学校司書や図書ボランティアに指導助言を行い、児童・生徒の「読む力」の課題克服を図るため、教員免許及び学校司書資格を有する非常勤職員を配置する費用として約350万円を、事業4では教員の業務支援のためスクールサポートスタッフの配置費用として約130万円を計上しております。

次に、まなび未来課の事業として、事業1では市教委及び学校をつなぐ教育ネットワーク及び教職員校務用PCの更新費用として約1,800万円を、4ページの事業2では校務支援及び学校事務システムの更新費用として約2,600万円を、事業3では各小中学校の校内LAN等の整備費用として約2,200万円を計上しております。

以上が学校教育部の主要事業となります。

本多次長

最初に社会教育課の主な事業ですが、星の里いわふねのシャワ

ー設置工事設計業務委託事業となります。販わい創出の拠点としてシャワーブースの増設を進めるための、設計業務となります。

なお、増設の方法ですが、他部署等と協議しながら検討しているところです。1,000万円を計上させていただいております。

次に総合体育施設の備品の入れ替え事業となります。

令和6年度も toto の助成金を活用し、バスケットゴールの更新を行ったところであります。総合体育施設におきましては2基ございますことから、令和7年度に残り1基を更新するものです。しかしながら、toto の助成金（4月下旬に通知予定）確保の条件が付されております。また、卓球台につきましては、3年間で卓球台を更新するため、その最終年度となりますので、メインアリーナにある卓球台はすべて更新終了となります。バスケットゴールが1,200万円、卓球台が285万円計上させていただいております。

次に、青少年育成課ですが、学童保育支援システム移行業務委託事業でございます。

令和7年度におきましては、委員の皆様もご承知のとおり、放課後児童会業務は、市長部局の子育て支援部局に所管が移ることになります。

新システムに移行するための業務全般は業務委託とし、システム作業の移行に4,125千円、システム用端末機器が2,481千円を計上しております。

説明は以上となります。

北田教育長

説明が終わりました。総合教育会議でお話いただいた主な事業ですので、予算書には、それ以外の事業も入っていますが、総合教育会議の方で市長と教育議員の皆さんで話合っていたいただいた主な事業につきまして、予算について説明させていただきました。

では、質疑に入りますので、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。

伊丹委員 3 ページ目、指導課の 2 番のスクールロイヤーの活用事業に関して、具体的にどうかたちでスクールロイヤーのほうにアクセスするのかとか、どういった運用をされる予定なのかとか、そのへん教えてくださいませんか。

大隅課長 この件につきましては、市の方でも担当者はございますけども、スクールロイヤーは学校関係に習熟されたロイヤーの方への相談が月 5 万円ですが、いわゆるサブスクのようなかたちで活用できるというものでございます。

来所による相談であったり、電話での相談、また学校での相談を取りまとめて一括して相談できるというのですが、特にいじめや不登校の取組みにつきましては、学校でしっかり対応するということを求められておりますので、対応に瑕疵がないことの確認であったり、不登校が疑われるような事案もございますので、その点についての対応にご協力いただくことになります。

伊丹委員 それは学校の方で直接アクセスするということは可能ですか。教育委員会を通さないといけないんですか。

大隅課長 我々の方で一度取りまとめて、一緒に相談に行くというようなかたちを今考えております。

伊丹委員 ありがとうございます。
実際どんなかたちかわからないと思います。多分相談を軽く受けて、そのアドバイスがあると思うんですけど、継続的な対応がどこまで可能なのかとか、そもそも学校の方も教育委員会を通して、このスクールロイヤーにもっていくとなるとハードルが高い面もあって、日常的なところでどこまで活用できるかっていうところも、ちょっと懸念するところではあります。他市では弁護士を任期付公務員で教育委員会に入れてしまうこともあって、そこ

は予算がかかるのでなかなか難しいところもあると思います。一度運用していただいて、本当に役立つというか、使い道があるかどうかも含めて検証いただければと思います。よろしくお願いいたします。

秋山委員 指導課の3の良い力を育む事業なんですけれど、教員免許及び学校司書資格を有する非常勤職員を配置し、いろんな専門的知見から活動されるっていう内容になっていますが、現状とこの予算案として継続的なものとしてこれが必要なのか、新たに何か新しいことを加えてのこの予算案なのか教えていただけたらと思います。

大隅課長 現在、各学校にはサポーターというかたちで、有償ボランティアの方に教員に入っていただく授業を行っておりますけども、その方々の活用も含めて取りまとめるようなかたちで、学校の中に入り込み、有識の方を今現在募集してるところです。

秋山委員 専門的な資格等を所有する方は、いろんなかたちで活動してくださると思うので、これは本当に専門性のある方をできるだけ雇用という形で、安心してずっと雇用できるようなかたちで運営していただいたらありがたいかなと思います。

北田教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項3の「令和7年第1回議会（定例会）提出議案に対する教育委員会の意見について」を終わります。

次に、議案第9号「大阪府公立学校長（任期付）」の令和8年度任用に係る意向調査について」を議題とさせていただきます。

所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長

本調査は、令和８年度から３年間の任期付校長の市としての任用希望の有無について大阪府に報告するものです。本年度分は各市町村希望を取りまとめたうえで作成されますのでまだございませんが、参考資料としまして、昨年度分の募集要項、平成２０年度以降の大阪府全体の募集状況、最後に意向調査票を配付しております。

募集状況をご覧ください。本市におきましては、平成２６年度に１名任用希望いたしましたが、最終的に辞退となり任用はできませんでした。また、平成２７年度に１名希望し、選考の結果、１名を任用にいたしました。

来年度以降の校長の必要数ですが、教頭や事務局指導主事に校長名簿登載者が数多くいることに加え、９年間を貫いた教育を推進するにあたって本市の状況を把握しているそれらの者を校長として任用することが望ましいと考えますことから、事務局としましては、令和８年度任用の任期付き校長を希望する必要はないと考えます。ご承認いただいた際には、お示ししております意向調査票にて大阪府教育庁に回答したいと考えます。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

北田教育長

説明が終わりました。担当課としては校長選考に通っている教頭も多い、９年間教育ということで、９年間一つまとまりとした義務教育の中で、今いる教頭校長をそのまま任用したほうがいいのかということで、任期付き校長については希望しないという意向で府に回答したいということです。

ご質問はございませんか。

各委員

質疑なし

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第9号「大阪府公立学校長（任期付）」の令和8年度任用に係る意向調査について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして令和7年第2回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。引き続き、協議会の進行をよろしくお願いいたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____